

1-3 地域リハビリテーション推進事業について

1 本事業の経緯

本事業については、平成8年度に国が行う補助事業として創設され、これまで40以上の都道府県で実施されてきた。また、260箇所以上の地域リハビリテーション広域支援センターが指定され、地域において、脳卒中等の疾患によりリハビリテーションが必要となった者に対し、状態に応じた適切なサービスを提供することにより、寝たきりや要介護状態等となることの予防に一定の役割を果たしてきた。

2 三位一体改革における措置

本事業は、創設後約10年が経過し、都道府県が行う事業として概ね、同化・定着しており、また、地方六団体からの強い要望もあったことを踏まえ、自治体の自主性・裁量性が更に発揮できるよう、政府の方針により補助事業が廃止されることとなる。

なお、これまでの経緯等を踏まえ、国として、技術的助言として指針等をお示しすることを考えている。

(参考)

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 補助金名等 | (項) 保健衛生諸費 |
| | (目) 疾病予防対策事業費等補助金 |
| | ・ 地域リハビリテーション推進事業 |
| 2 平成17年度予算額 | 約261百万円 |

(注) 本事業は、平成18年度から、地域支援事業の実施に当たって、都道府県が市町村を支援する新たな事業として一体的に実施することを考えていたが、今回の補助事業の廃止に伴い、新たな事業の中では実施されないととなる予定である。